

伊根町下水道事業(漁業集落排水事業)経営戦略

団 体 名 : 伊根町

事 業 名 : 伊根町下水道事業(漁業集落排水事業)

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年7月1日(17年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	10.45人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数		4	
処 理 場 数		4	
広域化・共同化・最適化 実施状況*1		無	

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	体系概要:月20㎡当り3,500円(基本使用料1,150円・追加料金方式)。収支のバランス及び近隣自治体との比較により算定しています。資産維持費算定はありません。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と同じ						
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と同じ						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	3,500	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度(見込)	4,047	円
	平成27年度	4,400	円		平成27年度	4,565	円
	平成26年度	4,400	円		平成26年度	4,611	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道事業管理者:町長 所管課長:地域整備課長(他業務兼務)(50代) 担当職員:職員1名(他業務兼務)(30代)
事業運営組織	供用開始年度(平成11年度)より簡易水道事業と兼務した組織となっています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	維持管理業務(処理場・中継ポンプ場の巡視・保守点検)を委託済
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙のとおり

2. 経営の基本方針

伊根町の下水道は、漁業集落排水事業にて行っており、平成9年度から事業を着手し、浦島地区の平成11年度供用開始を皮切りに平成27年度には伊根地区が事業完了しました。これにより全体計画区域の全ての区域で集落排水の整備を終え、現在は漁業集落排水4地区で運営を行っています。今後は維持管理中心に移行し、周辺環境改善・水洗化・水質保全の観点から適正な維持管理が求められます。また、20年近く経過した施設については老朽化対策を考慮した更新計画の検討が必要な時期となっています。また、人口減少により収入確保が年々困難となることが予想され、事業全体の経営改善等の課題への取り組みが必要とされています。

【更新計画の策定】

点検・調査・改築・修繕の計画策定を検討し、施設の効率的管理を行います。

【水洗化の促進】

集落排水への接続を促進するため、資料の戸別配布・訪問等を行います。

【技術・知識の継承】

職員の資質向上のため、日常の維持管理情報やノウハウのデータを蓄積し、技術・知識を組織で共有し、継承していくことを目指します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

【投資の目標】

計画期間は供用開始後、30年未満となるため、基本的には更新投資は行わない予定ですが、将来に向けての施設の老朽化対策等の更新計画等の策定を行います。(直営での策定を検討しているため投資計上額はありません。)

【管渠・処理場等の建設・更新】

全体計画としては事業完了しているため、更新について計画を策定します。

【防災・安全対策】

策定済の事業継続計画(BCP)を定期的に見直し、常に活用できる計画とします。

【その他】

ホームページ・広報誌において情報公開を積極的に行い、その内容の見直しや事後検証を行います。

② 収支計画のうち財源についての説明

【収益的収入】

使用料収入については施設整備が終了し、数年間は接続が進み使用料収入の増加が見込めます。その後は人口減少により減収は避けられないと想定されますが、水洗化啓発を行い、接続率の向上を図ります(伊根地区の接続率を現状44%から60%を目標とします)。使用料の改定については平成27年度に改定を行ったことから、特別な事情がない限り数年間は経過観察といたし、本計画においては改定を見込んでいません。

繰入金については、公営企業の原則である独立採算の考えのもと、国が示す繰入基準のほか、現状では収支の均衡を図ることが困難であるため、基準外の繰入を行うこととしています。ただし、起債償還に当たっては、交付税算入分までを町独自の繰入基準としています。また、下水道減債基金を設け、年毎の起債償還金に応じて基金からの繰入を行っています。主には補助金の分割支払いに対する積立及び基金利息ですが、事業実施時期は、分担金等の収入があり、実施後はその収入がなくなることで経営の安定を損なうおそれがあります。このため、分担金についても積立を行い、起債償還金による負担の平準化を図っています。繰入額は計画的に行いますが、収支のバランスを考慮し決定しています。

【資本的収入】

施設整備が完了し、事業実施の計画もないことから企業債等の主な資本的収入はありません。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【民間委託・委託費】 現在処理場維持管理を委託しており、同水準としました。

【職員給与費】 今後も同水準で推移する見込みです。

【動力費】 流入量と共に増減するものと見込まれます。

【薬品費】 委託業務に含まれています。

【修繕費】 緊急的な修繕に備えた金額を想定しています。

【その他】 その他事務費等は同水準で推移するものと見込まれます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現状では広域化を行うことはソフト・ハード面で非効率となります。効率的となる点があれば検討していきます。
投資の平準化に関する事項	更新の平準化を検討します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	効率的であるか検討を行います。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	定期的に将来の使用料収入見込みを予測し、経営状態を踏まえて使用料等審議会に諮ります。
その他の取組	水洗化切替が行われていない箇所への水洗化啓発活動を実施し、財源確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	効率的であるか検討を行います。
職員給与費に関する事項	簡易水道事業や兼務業務会計と費用の調整を検討します。
動力費に関する事項	間欠ばっ気等を行い、動力費の削減を検討します。
薬品費に関する事項	現状は委託料に含まれているため、使用方法や調達先の検討を行います。
修繕費に関する事項	再利用が可能であるものについては利用し、経費削減の可能性を検討します。
委託費に関する事項	現状の点検頻度で過大と考えられる箇所については、委託業者の点検頻度を見直し、重要施設への点検を重視について検討します。
その他の取組	他会計業務とのさらなる事務共同化により事務経費の削減を検討します。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	2～3年毎にモニタリングを行い、適宜修正を行います。更新計画等の策定時は見直しを行い、経営戦略に反映させます。
---------------------	---